

調査全般に関する質問

Q1．この調査は何のために行うの？

今回の調査によって得られたデータは、中小企業の皆様に役立つ施策を企画・立案・実行するための重要な基礎資料となります。また、中小企業関連の基本情報を広く一般に提供します。

Q2．どこが実施している調査なの？

経済産業省の中小企業庁が平成16年度から毎年実施している調査です。昨年度の調査結果は、中小企業庁のホームページにてご覧いただくことができます。

Q3．この調査に回答しなければならないの？

この調査は統計報告調整法に基づく承認統計調査として実施している調査です。ご回答いただいた結果をもとに、中小企業の皆様への支援策を企画・立案・実行していきますので、調査へのご協力をお願いします。

Q4．どうして当社に調査票が送られてきたの？

今回は、総務省が実施している事業所・企業統計調査の結果をもとに、全国約400万の中小企業の中から約11万社を公正に抽出させていただきました。調査対象の中には法人企業はもとより、個人事業者の方も含まれています。

Q5．調査票が営業所に送られてきたけど本社でないと記入できないが...

改めて本社に対して調査関係書類をお送りします。お手数ですが、調査票のバーコード右側にある8桁の整理番号、本社の住所、本社の電話番号を「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡願います（連絡先はQ8参照）。

Q6．調査物品を紛失してしまったのだけど...

調査関係書類の欠落、落丁、紛失などがあった場合は再送付しますので、お手数ですが「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡願います（連絡先はQ8参照）。

Q7．調査結果はいつどのように公表されるの？

提出いただいた調査票は統計として集計処理され、平成19年3月に速報を、平成19年7月に報告書（確報）を中小企業庁ホームページで公表する予定です。また、その分析結果は平成19年6月頃発行される中小企業白書にも使用する予定です。

中小企業実態基本ホームページアドレス：

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

Q 8 . わからない点があった時はどうすれば良いの？

皆様からのご質問に対して専門にお答えする「中小企業実態基本調査事務局」を開設しております。問い合わせ先は以下のとおりですので、是非ご利用ください。

電話（フリーダイヤル）：0120-434-369

受付時間：平日（月～金）9：00～18：00

調査対象に関する質問

Q 9 . うちが中小企業ではない！ or うちはこの調査には該当しないと思うが...

中小企業庁では、「中小企業」の範囲を以下のとおり幅広く捉えています。この中小企業の範囲に当てはまれば調査の対象となりますので、何卒ご協力をお願いします。

< 中小企業の定義 >

製造業・その他の業種：資本金3億円以下 又は 従業者300人以下

卸売業：資本金1億円以下 又は 従業者100人以下

小売業：資本金5千万円以下 又は 従業者50人以下

サービス業：資本金5千万円以下 又は 従業者100人以下

詳細は、本ホームページにある「1-3 調査の範囲」をご覧ください。

Q 10 . うちが個人でやっている商店だけ調査の対象になるの？

この調査は、個人事業者も含めた全国の中小企業約400万社から約11万社を選定して実施しています。したがって、個人事業者の方も調査対象となっていますので、何卒ご協力をお願いします。

Q 11 . 合併で規模が大きくなったので調査の対象から外れるのではないか？

平成18年3月末時点で既に合併が行われており、中小企業の範囲（Q9参照）から外れた（大企業になった）場合は今回の調査の対象とはなりませんので、お手数ですがその旨「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡願います（連絡先はQ8参照）。一方、合併しても中小企業に該当する場合又は平成18年3月末時点では合併前のため中小企業である場合は、調査の対象となりますので、調査へのご協力をお願いします。詳しくは、「中小企業実態基本調査事務局」までお問い合わせください。

Q 12 . 吸収合併されて新会社の支社となったので調査の対象外だと思うが...

支社（支店、営業所、出張所など）は、この調査の対象とはしていません。したがって、合併後の新会社の状況で判断します。Q11のとおり、平成18年3月末時点で既に合併が行われており、新会社が中小企業に該当しなければ調査の対象とはなりませんので、お手数ですが「中小企業実態

基本調査事務局」までご連絡願います。一方、平成18年3月末時点で新会社が中小企業に該当していれば調査の対象となりますので、お手数ですが本社に調査関係書類を回送していただくようお願いいたします。回送ができない場合は改めて本社に対して調査関係書類をお送りしますので、調査票のバーコード右側にある8桁の整理番号、新会社の名称、本社の住所、本社の電話番号を「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡願います（連絡先はQ8参照）。なお、平成18年3月末時点で合併が行われていない場合も調査の対象となりますので、ご協力をお願いいたします。

Q13．会社が解散（倒産）したのだけれど...

平成17年度の段階で存続していれば是非ご協力をお願いいたします。解散あるいは倒産が平成16年度以前であれば対象外ですので、お手数ですが「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡願います（連絡先はQ8参照）。

Q14．現在休業中で答えようがないのだけれど...

平成17年度の段階で営業していれば是非ご協力をお願いいたします。平成17年度の段階で休業している場合は対象外ですので、お手数ですが「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡願います（連絡先はQ8参照）。

Q15．民事再生法の適用を受けているのだけれど...

申し訳ありませんが調査の対象となりますので、平成17年度の決算に基づき何卒ご協力をお願いいたします。なお、記入が難しい場合は、「中小企業実態基本調査事務局」までご相談ください（連絡先はQ8参照）。

Q16．調査票に記載されている会社は解散（倒産）したが、同じ経営者が別の事業を行っているのだけれど...

新たな事業が調査対象範囲内ならば調査の対象となりますので、何卒ご協力をお願いいたします。なお、判断が難しい場合は、「中小企業実態基本調査事務局」までお問い合わせください（連絡先はQ8参照）。

情報の管理に関する質問

Q17．情報漏洩が心配だが...

ご安心ください。中小企業庁の調査ということで、情報管理には万全を期しております。ご記入いただいた内容については統計法により秘密が保護され、統計表（全体の集計結果）としてのみ公表しますので、個別企業の調査票の内容が明らかになることは決してありません。また、徴税事務などに使用されることも絶対ありません。

Q18．情報はどのように管理しているの？

提出いただいた調査票は、限られた担当者のみが取り扱い、担当者以外は閲覧もできないことになっております。また、全ての担当者には守秘義務があり、調査データは厳格に管理しています。

Q19．個人情報保護法には抵触しないの？

調査内容は企業経営に関わる事項のみで、数字でお答えいただく項目がほとんどです。便宜上、担当者のお名前をお伺いしていますが、個人のお名前が外部へ漏れることのないよう厳重に管理しています。また、お答えいただいた内容については統計的に処理をし、個人が特定できない形で公表いたしますのでご安心ください。

調査の内容に関する質問

調査関係書類に同封されている「調査票の記入手引」を参考にご記入ください。また、記入手引をご覧になっても記入が難しい場合は、お手数ですが「中小企業実態基本調査事務局」までお問い合わせ願います（連絡先はQ8参照）。なお、参考までに、調査内容に関して多く寄せられるご質問を以下に掲載いたします。

Q20．社名変更（住所変更）したのだけれど...

この調査はプレプリント方式を採用しているため、企業名、住所、電話番号などがあらかじめ調査票に印刷されています。しかし、その情報に変更、訂正がある場合は、大変申し訳ありませんが、該当箇所に二重線を引き、その上に新しい社名（または住所、電話番号）を記載してください。

Q21．リース事業を行っているが、リース用資産はどこに計上するの？

調査票「乙」の対象の方のみご記入いただきます。記入先は、調査票1ページの2.(2)の表中にある「資産」の中の「有形固定資産」欄に掲げている該当項目に記入してください。また、平成16年度に新たに取得したリース用資産がある場合は、2.(6)の「設備投資」欄にもご記入ください。

Q22．不動産業を行っているが、借地権はどこに計上するの？

調査票「乙」の対象の方のみご記入いただきます。借地権は、調査票1ページの2.(2)の表中にある「資産」の中の「無形固定資産」に含まれます。したがって、平成16年度に新たに取得した借地権がある場合は、2.(6)の「設備投資」欄にもご記入ください。

Q23．福利厚生費や法定福利費はどこに含まれるの？

福利厚生費、法定福利費とも、調査票2ページの2.(3)の表中にある「販売費及び一般管理費」の「その他の経費」に含まれます。

Q 2 4 . 退職金（退職給付費用、退職一時金等）はどこに含まれるの？

調査票「乙」の対象の方については、退職金は調査票 2 ページの 2 . (3)の表中にある「売上原価」の中の「労務費」と、「販売費及び一般管理費」の中の「人件費」に含まれます。調査票「甲」の対象の方は、調査票 2 ページの 2 . (3)の表中にある「売上原価」と、「販売費及び一般管理費」の中の「人件費」に含まれます。

Q 2 5 . 役員報酬はどこに計上するの？

役員報酬は、調査票 2 ページの 2 . (3)の表中にある「販売費及び一般管理費」の中の「人件費」に含まれます。ただし、この「人件費」には、利益処分による役員賞与は含まれません。

Q 2 6 . 専従者の給与や人数はどこに含まれば良いの？

専従者の給与は、調査票 2 ページの 2 . (3)の表中にある「販売費及び一般管理費」の中の「人件費」には含めないでください。ただし、専従者で有給の方の人数は、3 ページ 3 . 会社全体の従業者数の「正社員・正職員」に含めてください。

Q 2 7 . パンを自分で作って消費者に販売しているが、売上は「製造品売上高」と「小売の商品売上高」のどちらに計上すれば良いの？

パンや菓子、建具、畳など、自分で製造し、それを最終消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく「小売の商品売上高」に記入してください。

Q 2 8 . 委託とはなに？ 受注とはなに？

委託とは、自社が行うべき製造、修理、役務などを、自社に替わって行ってくれるように他社に依頼することをいいます。分かり易くいうと、一般的にいわれる「外注」がこれに当たります。一方、受注とは、他社からの委託（外注）を受けることをいいます。したがって、お客様からの注文は受注ではありません。

Q 2 9 . 金額を記入する項目で 1 万円未満やマイナスの場合、どう書けば良いの？

金額(または割合)記入項目で 1 万円(1%)未満の場合、その額が 5 千円(0.5%)以上なら「1」と、5 千円(0.5%)未満なら「0」と記入してください。一方、経常損失が発生している場合など、マイナスの金額を計上する際は、金額の先頭に「-」を付けて記入してください。

Q 3 0 . 資産や負債などを記入する際、金額を四捨五入すると合計や左右バランスが合わなくなるが...

資産や負債などの各項目の金額を四捨五入して万円単位にすると、合計や左右のバランス(乙票)が合わなくなることがあります。その場合でも、原則、決算書どおりに記入していただいて結構です。ただし、差がある程度出てしまう場合は、「その他」の項目で調整するようにしてください。